第１表の１

昭清中発第１７０号
令和８年３月２日

昭島市教育委員会　殿

学 校 名　　昭島市立清泉中学校
校長氏名　　佐　藤　晴　美　　公印

令 和 ８ 年 度 教 育 課 程 に つ い て （ 届 ）

このことについて、昭島市立学校の管理運営に関する規則に基づき、
特別支援学級（自閉症・情緒障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

１　教育目標

(1)　学校の教育目標

人権尊重の精神を基調とし、社会において信頼される人間性豊かな生徒の育成を目指す。
〔めざす生徒像〕　豊かに、たくましく　そして　創造的に

(2)　特別支援学級の教育目標

ア　情緒の安定を図るとともに、集団生活における自主性・社会性を育てる。
イ　生徒に自己理解を促し、自己決定力・自己実現力及び課題解決力を高める。
ウ　学力の定着を図り、自らの未来を自らの手で切り拓いて自立に向かう心を育む。

(3)　学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

ア　自他の大切さを認め、多様な価値観を基に自己の生き方を深められるよう人権教育、道徳教育の推進、地域人材との関わりの場を重視する。
イ　生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮を行い、基本的な生活習慣や学習習慣及び確かな学力を定着させる。
ウ　学校生活支援シートや個別指導計画を活用し、生徒・保護者との共通理解に基づき、自立、社会参加に向けた指導・支援を充実させる。
エ　学校生活及び体験活動やボランティア活動を通して、人との関わりの中でのルールやマナーなど規範意識の向上を図るとともに、生徒の自己肯定感・自己有用感を醸成する。
オ　自立活動を軸に、学習上または生活上の困難を改善・克服し課題解決する力、相互理解を基に他者と良好な関係を築く力、対話を通して合意形成する力を育てる。
カ　学校行事への参加や通常の学級との交流及び共同学習を通して、他者と主体的に関わったり組織に貢献したりしようとする姿勢・態度を養う。
キ　地域学校協働本部設置の利点を生かした支援体制を構築する。
ク　持続可能な社会を担う人材の育成をめざし、学校教育全体を通じてSDGｓの視点で考え、行動する生徒を育成するとともに、アントレプレナーシップの視点を教育活動に位置付ける。
ケ　生徒自らが健康な生活を考え実践するために「食に関する正しい知識と望ましい食生活」、「生涯にわたって運動に親しむこと」、「安全な生活」についての取組を推進する。
コ　小・中連携を推進・充実することを通じ、児童が安心して中学校に進学できるようにするとともに、義務教育９年間の学びと１５歳の姿に責任をもつ。
サ　学校運営協議会の設置校の利点を生かし、社会に開かれた教育課程を通して、学校の教育力の向上を図り、次代の社会を担う生徒の育成を図る。

第１表の２　　学校名　昭島市立清泉中学校（特別支援学級）

２　指導の重点

（１）各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の重点

ア　各教科

(ア)　通常の学級の教育課程に準ずる内容を実施し、生徒が「何のために」「誰のために」というゴールを意識し、「どのように学ぶのか」「何を学ぶのか」を理解して学習に向き合えるよう、学習の課題や内容、方法等を明確にし、生徒による自己決定の機会も設け、主体的な学びとなる授業を推進する。

(イ)　一人一人の可能性を引き出し、能力を伸長するため、学校生活支援シート及び個別指導計画に基づき、指導・支援を組み立て、学習環境を整え、人的配慮を行う。

(ウ)　基礎的・基本的な学習の重要性を生徒・保護者に発信し、保護者とともに家庭学習習慣の定着を図る。

(エ)　個別最適な学びに向けてタブレット端末を日常的に活用する。また、生徒同士の意見交流をはじめ協働的な学びにおいても積極的にタブレット端末を活用する。

(オ)　既習事項と学習課題を結び付けた課題及び生徒にとって「必要性」のある課題を提示し、自ら学習を調整しながら粘り強く課題に取り組む場面を設定する。

(カ)　TGG での体験や ALT の効果的な活用を図りながら、校内においても生徒が主体的に外国語によるコミュニケーションを図る場を設定する。

(キ)　夏季休業中の補充学習を５日間程度実施して、学習習慣の定着と学力の向上を図る。

イ　道徳科

(ア)　道徳科の時間を要とし、別葉を基に、全教育活動を通じ、すべての道徳科の内容項目を意識した道徳教育を推進する。

(イ)　生徒の障害の特性や実態に即した配慮をし、道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深め、その考えをもとに他者との対話や討論を行う道徳科の授業を推進する。

(ウ)　道徳教育推進教師を中心に、組織的な道徳教育の推進を行い、さらに保護者・地域と連携した道徳授業地区公開講座を行い、道徳教育を充実させる。

(エ)　今年度の重点として「B 相互理解、寛容」「C 社会参画・公共の精神」「D よりよく生きる喜び」とする。

ウ　総合的な学習の時間

(ア)　総合的な学習の時間を核として、各教科等の学習内容の関連を捉えた教科横断的な学習や、生徒の主体的及び探究的な学習を進め、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていく学びを推進する。

(イ)　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）と関連付けた学習を各教科と連携して行い、持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力を育成する。

(ウ)　生徒が次代の社会の担い手となるよう、３年間の学びを通じて、生徒が疑問を抱き、自己課題を設定し、探究・実践する学びの姿を醸成する。

(エ)　個々の生徒の障害の状態や特性に応じて、通常の学級における交流及び共同学習を行い、図書館や社会施設と連携した学びを推進し、生涯学習への導入とするとともに、創造性や協働性、社会性を育む機会を設ける。

エ　特別活動

(ア)　学級活動を基盤として、自らの役割と責任を果たし、学年を越えて互いに協力し、諸問題を解決しようとする自主的な態度や自治的能力を育成する。

(イ)　生徒会活動を通じて、主権者教育の視点に立つ、社会に参画する態度や自治的能力を養い、よりよい学校を作っていこうとする意識と態度を育む。

(ウ)　学校行事を生徒が自分ごととして考え、集団への所属感や連帯感を深めるとともに、達成感や自己有用感を高め、よりよい学校生活を送るために最後までやり抜く態度を育成する。

オ　自立活動

(ア)　学校生活支援シート及び個別指導計画に基づき、個々の特性やつまずきに応じた話の聞き方や自分の意見や考えの伝え方などのコミュニケーション能力を育成する。

(イ)　心理的な安定や人間関係の形成に重点を置き、教育活動全体を通して社会で生きていくためのスキル（対人関係、順番やルールの理解、感情のコントロールなど）を身に付けさせ育成する。

（２）生活指導・進路指導

ア　生活指導

(ア)　教職員が人権に対する意識や人権感覚をもち、生徒の人権教育を推進し、自他の生命や考えを尊重する態度を育成する。

(イ)　生徒理解と特別支援教育の視点を踏まえ、一人一人の生徒の実態を的確に把握する。また学級満足度調査（WEB QU）を活用し、社会性を育み、基本的な生活習慣の定着と規範意識を醸成する。

(ウ)　「心の教育」を推進し、規範意識を併せもつ自尊感情、自己肯定感、自己有用感を育む。

(エ)　「いじめは絶対に許されない」という意識をもち行動していこうとする生徒を育成する。

(オ)　毎月の学校生活アンケートや相談週間、「SOS の出し方に関する教育」等を活用して生徒の思いを把握し、自殺防止への指導と支援を充実させる。

(カ)　「いのちの教育」「性教育」を通じて、自他の生命がどれだけ大切にされているか再確認する学びを重視する。

(キ)　学校いじめ対策委員会を週１回開催し、生徒の訴えや些細な生徒の変化を見逃すことなく、いじめの早期発見、早期対応を行っていく。

(ク)　不登校（傾向）にある生徒や特別な支援を要する生徒への対応として、校内委員会を中心に、スクールカウンセラー、学習支援室支援員、学習指導支援員等との連携を図り、生徒一人一人の状況や特性等に応じ、タブレット端末等も活用した支援方法を検討する。

(ケ)　生徒の話を「聴き」、生徒理解を深め、生徒との信頼関係を築き、一人一人に寄り添った指導を行うとともに、家庭・地域社会及び関係機関との連携した健全育成を行う。

(コ)　授業規律、あいさつ、見だしなみなど、ルールやマナーについて「集団生活において、なぜ必要か」という視点で生徒・教職員とともに考え守っていく姿勢を醸成する。

(サ)　セーフティ教室、薬物乱用防止教室を通じて、学校内外の生活に関する安全指導を実施し、自らの力で危険を回避する力を養う。

(シ)　給食やお弁当の日を活用した食育、外部講師を招聘した「がん」に対する講演会をはじめとする健康に関する学習を通じ、健康に対する正しい知識の取得と意識の向上を図る。

(ス)　「東京マイ・タイムライン」を活用し、学校と家庭・地域が防災に対する意識を共有し、地域の一員である生徒の防災意識を高めるとともに、共助の意識を育む。

(セ)　社会を取り巻く問題行為や交通事故において、被害者にも加害者にもならない意識を醸成する。

イ　進路指導

(ア)　保護者・地域と連携した職業調べや職場体験を通じて、職業観・勤労観を育み、自立・自律した社会人・職業人として生きていくための必要な資質・能力を育成する。

(イ)　総合的な学習の時間を中心に、生徒自身が社会に対する疑問や課題を意識し、自らの「生き方」や「あり方」を考える、行動化できる生徒を育成する。

(ウ)　キャリア教育を通じて、自らの強みやよさに気付くとともに、自らの可能性に信じ、将来に向け、夢や目標をもち自分らしく生きていこうとする気持ちを醸成する。

３　教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項等

ア　個々の発達や障害の特性に応じて、教室・廊下等の掲示物や机・椅子の配置等の環境や人的支援を行い生徒の学習目標を効果的に達成させる。また、生徒の実態や必要に応じて、専門の関係諸機関と連携した教育活動全般を行う。

イ　保護者と連携して学校生活支援シートや個別指導計画を作成し、個々の障害の特性を理解し、望ましい対人関係を身に付けるためのソーシャルスキルトレーニング等を通して、情緒の安定と学力の定着を図る。

ウ　適切な人間関係の構築に向けて社会性を身に付けさせるため、個々の障害の程度や特性を把握し、家庭との共通理解のもと通常の学級との交流及び共同学習を行う。

エ　栽培活動、アントレプレナーシップに関わる活動を通じ、生命や経済の循環を学ぶ教育を推進する。

オ　オリンピックレガシーとして、日本の伝統文化やアイデンティティを再認識するとともに、世界の一員としての意識を醸成する。（SDGｓ）

第２表の１

学校名　昭島市立清泉中学校（特別支援学級）

４　授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合　計
1	17	18	22	13	0	19	22	19	19	15	19	17	200
2	17	18	22	13	0	19	22	19	19	15	19	18	201
3	18	18	22	13	0	19	22	19	19	15	19	15	199
備　考	１学年は４月６日（月）始業式、３月19日（金）卒業式には出席しないため年間授業日数200日。２学年は入学式に出席しないため年間授業日数201日。３学年は３月19日（金）に卒業式のため年間授業日数199日。 ４月25日（土）、５月23日（土）、10月10日（土）、２月６日（土）は授業日。なお４月27日(月)は４月25日（土）の振替休業日、５月25日（月）は５月23日（土）体育大会の振替休業日。１学年及び２学年は３月２日（火）は２月28日（日）、３月１日（月）の宿泊行事の振替休日。												

(2) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の年間授業時数配当表

①　各教科

教科名＼学年			1	2	3
各教科	国　語		135	136	101
	社　会		103	103	135
	数　学		135	103	135
	理　科		103	136	135
	音　楽		44	35	32
	美　術		44	35	32
	保健体育		103	104	102
	技術・家庭		68	70	32
	外　国　語		134	136	136
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科		内　容			
	国語				
	社会				
	数学				
	理科				
	音楽				
	美術				
	保健体育				
	職業・家庭				
	外国語				
小　計			869	858	840

第２表の２

学校名　昭島市立清泉中学校（特別支援学級）

②　道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

内容・学年	内　容	1	2	3
道徳科	各学年の指導計画に準じながら、人との関わりについて考え、相手を思いやれる人格を形成していく。	35	35	35
総合的な学習の時間	通常の学級との交流及び共同学習を交えながら、キャリア教育や福祉体験、調べ学習を行う。	50	80	72
特別活動（学級活動）	委員会や係活動、その他の学級活動を通じてクラスの一員としての責任感を学ぶ。	35	38	35
自立活動	個別指導計画に基づき、コミュニケーション能力や努力することの大切さを学ぶ。	35	35	35
小　　計		155	188	177

③　各教科等を合わせた指導

内容・学年 指導の形態	内　容	1	2	3
日常生活の指導				
生活単元学習				
作業学習				
遊びの指導				
小　　計				

(3) 年間総授業時数

年間総授業時数 （①＋②＋③）		1	2	3
		1027	1025	1018
備　　考	ア　１単位時間 ・１単位時間を５０分とする。 イ　特別活動 ・生徒会活動を年間４時間とする。 一年生を迎える会（２）　生徒会役員選挙（１）　生徒総会（１） ウ　選択教科 実施しない。 エ　その他 ・週授業時数は、28時間を基本として設定し、授業時数の確保に努める。 ・時間割を年間２回作成し、年間を通して35週で割り切れない教科時数に対応する。			